

協 議 書

藤沢市と寒川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、し尿等処理に関する事務について、次のとおり協議し同意するものとする。

藤沢市と寒川町は、別紙「藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する規約」を承認し、同規約に定める諸条項に基づき、当該事務の円滑な運営を図るものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、藤沢市長、寒川町長記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

令和6年7月1日

藤 沢 市 長 鈴 木 恒 夫



寒 川 町 長 木 村 俊 雄



余 白

藤沢市と寒川町とのし尿等処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 寒川町は、し尿等処理（本規約により委託されるし尿等の処理のための施設整備を含み、収集及び運搬を除く。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を藤沢市に委託する。ただし、委託事務の対象となるし尿等の内訳については、藤沢市長と寒川町長が協議して定めるところによるものとする。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、法令に定めるもののほか、藤沢市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、寒川町が負担することとし、寒川町は、あらかじめこれを藤沢市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、藤沢市長が寒川町長と協議して定める。この場合において、藤沢市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を寒川町長に送付しなければならない。

(予算の措置)

第4条 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、藤沢市歳入歳出予算に分別して計上するものとする。

(決算の措置)

第5条 藤沢市長は、各年度末においてその委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合には、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に

要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、藤沢市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後、速やかに寒川町長に提出しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行に係る予算に不足が生じた場合においては、その都度、藤沢市長と寒川町長が協議して不足額の処理について定めるものとする。

3 藤沢市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を寒川町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、寒川町長と連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定等における措置)

第7条 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行について適用される藤沢市の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ、その旨を寒川町長に通知しなければならない。

2 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行について適用される藤沢市の条例等の制定、改正又は廃止をした場合は、遅滞なくその旨を寒川町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、寒川町長は、遅滞なく委託事務の管理及び執行について適用される藤沢市の条例等の制定、改正又は廃止があった旨を公表しなければならない。

(委託事務の廃止手続)

第8条 藤沢市、寒川町は、委託事務の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の2年前までに書面により通知し、藤沢市長

と寒川町長は速やかに協議しなければならない。

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、当該廃止の日をもって、藤沢市長がこれを決算する。この場合において、委託事務の管理及び執行に係る予算に関し、剰余金が生じた場合には、藤沢市は速やかに寒川町に還付し、不足が生じた場合には、藤沢市長と寒川町長が協議して不足額の処理について定めるものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、藤沢市長と寒川町長が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 寒川町長は、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定によるこの規約の告示の際、併せて委託事務に関する藤沢市の条例等が寒川町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

